

スペシャルトピック2

若年者のキャリア自律に向けた支援を強化 ——青少年雇用対策基本方針

厚生労働省は3月29日、今後5年間にわたる青少年の適職選択と職業能力の開発や向上に関する施策の基本方針を示した「青少年雇用対策基本方針」を策定した。基本方針は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のもと、社会全体のデジタルトランスフォーメーションの加速化や、人生100年時代の到来による労働者の職業生活の長期化、働き方の多様化の進展による雇用慣行の変化など、青少年を取り巻く環境が大きく変化していくと予測。こうした状況を見据え、今後の若年者雇用施策の柱と重点的に取り組む事項を定めた。

学校卒業見込者の就職活動、マッチング、職場定着に向けた支援

在学段階から職業意識の形成支援を

基本方針は、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下、「法」）第8条第1項の規定に基づくもの。厚労省は、これに基づき、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の若年者雇用施策を展開していく。

今回、策定された基本方針は、厚労省の「今後の若年者雇用に関する研究会」が昨年10月にとりまとめた報告の提言を踏まえ、入職後早期に離転職する青少年に対するキャリア自律支援とキャリアコンサルティングを身近に受けられる環境整備——を施策の柱に掲げる。

基本方針は、「青少年が適職の選択を行うためには、自らの適性や興味・

関心、職業との関わりに対する理解が前提となることから、在学段階から職業意識の形成支援を行うことが重要」としている。

具体的には、「学校におけるキャリア教育の推進に当たり、公共職業安定所は、職場体験やインターンシップの受入企業の開拓、地域の様々な産業で働いている社会人を講師とした職業講話、自己や仕事に関する理解を深める授業やガイダンスの実施、青少年が希望する地域の職業情報や雇用情報の提供等積極的な協力を努める」。

また、「キャリア教育の推進に当たっては、学生が、インターンシップ、キャリア教育の状況、自らの目標等を記入するキャリア・プランニングのツールとしてジョブ・カードを活用することが求められている。このため、関係各府省と連携して、在学段階からジョブ・カードが活用されるよう、利用の促進・周知を図っていく」としている。

機会を捉えて労働関係法令の周知啓発を

青少年の就職活動時や就職後のトラブルの防止のためには、労働関係法令に関する理解を深めることが重要であり、都道府県労働局と学校との連携・協力により、学生・生徒に対して労働関係法令に関する知識の周知を図ることが求められる。

具体的には、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所による講師の派遣、労働関係法令に関する基礎

的な知識をまとめた冊子の提供を積極的に行うとともに、学校に対しては、職場体験やインターンシップの実施の前後、学生・生徒の進路決定の際など、適切な機会を捉えた労働関係法令に関する知識の付与に係る取り組みの周知を図る。併せて、労働に関するトラブルに適切に対処できるよう、都道府県労働局に設置されている総合労働相談コーナーの相談窓口の周知に努める。

新規学卒時の職業選択が重要

青少年の円滑なキャリア形成のためには、特に、学校の新規卒業時の職業選択が重要であり、適職の選択を行うことができる環境の整備が必要としている。

具体的には、学校から職業生活への円滑な移行のため、公共職業安定所が学校と連携・協力し、就職支援ナビゲーターによる大学への出張相談、就職支援セミナーなど、地域の学校や学生・生徒のニーズに応じた支援を行う。

また、採用意欲が高く、青少年の雇用管理が優良な中小企業と、大企業志向の強い学校卒業見込者とのミスマッチが存在している状況を踏まえ、青少年の募集に関する取り組みが優良である事業主を認定するユースエール認定制度により、中小企業の情報発信を支援し、企業規模にとらわれない職業選択を促す。

そのほか、卒業間近になっても内定を得られていない学生や生徒に対しては、卒業までに内定を得られるよう、

関係省庁と連携のもと、新卒応援ハローワークにおいて毎年1～3月までの期間に集中的に就職支援を行うとともに、就職先が決まらないまま卒業した者に対しても、新卒応援ハローワークにおいて継続して就職支援を行う。

既卒者の応募機会の拡大を

青少年の募集と採用に当たって、卒業後の経過期間にとらわれることなく人物本位による正当な評価が行われるよう、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号）において、学校卒業見込者の採用枠について、既卒者が学校を卒業後少なくとも3年間は応募できるものとする、できる限り年齢の上限を設けないようにすることなどを定めている。

この指針を活用し、「事業主への周知啓発、指導を着実に実施することにより、学校を卒業後の一定期間は新卒扱いとする、通年採用を拡大するなど、既卒者が正規雇用に応募する機会を広げる取り組みを促す」としている。

青少年雇用情報の提供の履行確保を

マッチング向上のためには、労働条件に加えて、職場の就労実態に係る情報が提供される環境の整備が重要としている。このため、法第13条と第14条に規定する青少年雇用情報の提供について履行の確保を図るとともに、公共職業安定所が学校卒業見込者などの求人の申込みを受理するに当たっては、求人者に対し、青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成27年厚生労働省令第155号）第5条第1項に定める青少年雇用情報の全ての事項の

提供を求めていく。

また、公共職業安定所においては、青少年雇用情報の求めを行ったことを理由とした不利益取り扱いに係る相談への対応、学校卒業見込者が具体的な情報の求めを行った場合の事業主への対応、その他、青少年雇用情報の提供の仕組みが学校卒業見込者の適職の選択に有効に機能するために必要な取り組みを進める。

法令違反が疑われる事業所への監督指導

労働基準法等の労働関係法令違反が疑われる事業場に対しては、「労働基準監督機関による監督指導を行っていくほか、社会的に影響力の大きい企業において違法な長時間労働が複数の事業場で認められた場合には、都道府県労働局長から経営トップに対し全社的な是正を図るよう指導を行うとともに、その事実を公表するなど、実効性のある取り組みを行っていく」。

また、「公共職業安定所において、労働基準監督機関との連携のもと、職業安定法第5条の5に規定する求人不受理の措置を着実に実施していく」としている。

入職後早期のキャリアコンサルティングでキャリア自律を支援

一方、様々な事由により早期に離職する青少年もいることから、基本方針は「長期的・安定的に職業人生をより豊かに送ることができるよう、新卒応援ハローワークにおける職業相談の実施に加え、入職後早期におけるキャリアコンサルティングの機会の提供により、キャリア自律に向けた支援を行う」としている。

また、「ユースエール認定制度をはじめとした雇用管理の状況が優良な企

業の認定・表彰に関する状況や時間外労働の状況等の企業の職場情報を青少年がワンストップで閲覧できる職場情報総合サイトしょくばらばを通じて、職場情報の見える化を促進する」。

さらに、「青少年が持つ職業スキルや経験を生かした就職活動や企業の採用活動が行えるように職業情報の見える化を進めるため、職業情報提供サイト日本版 O-NETにおいて、広く求人企業や求職者に職業情報を提供することにより、効果的なマッチングを図る」としている。

中途退学者と学卒未就職者に対する支援

個々の事情に配慮して希望に応じた就職支援を

学校を中途退学し、または就職先が決まらないまま卒業したことを理由として、学校から社会や職業生活への円滑な移行ができなかった者については、「個々の事情に配慮しつつ、希望に応じた就職支援等を行っていくことが必要」としている。

具体的には、「中途退学者のなかには安定的な就労に困難を抱える者が多い状況に鑑み、就職を希望する中途退学者に対しては、中途退学後に各支援機関の支援の谷間に陥ることのないよう、中途退学に際して、学校、公共職業安定所、地域若者サポートステーションが連携して、就職支援機関、職業訓練機関に関する情報を提供し、継続的に支援を行っていく」。

また、就職先が決まらないまま卒業した者については、「卒業から就職までの期間が短いほど正規雇用労働者として就職する割合が高まる傾向がみられるなど、早期の就職実現が重要となっていることから、学校や新卒応援

ハローワークが連携し、公共職業安定所における個別支援や面接会の集中的な開催により、卒業直後の支援の充実を図っていく」としている。

非正規の正規雇用化に向けた支援

主体的な職業選択とキャリア形成の支援

フリーターを含む非正規雇用で働く青少年の正規雇用化に向けて、「非正規雇用労働者の現状に関する情報を青少年に提供することも含め、主体的に職業選択やキャリア形成を行えるように支援していく」。

また、「不本意ながら非正規雇用で働いている青少年も多いことを踏まえ、わかものハローワークにおいて、個々のニーズや課題に応じて、的確な就職支援を行うためのキャリアコンサルティング、就職活動の方法に関する助言や指導のほか、職業相談、職業紹介、職場定着、適切な職業訓練への誘導の支援を行い、正規雇用への移行を促進していく」。

さらに、「地域のニーズに応じた多様な就職支援メニューをワンストップで提供するジョブ・カフェなど、都道府県が中心となって、地域の関係機関との連携のもとで、青少年が利用しやすいサービスの提供を推進していく」。

そのほか、「事業主に対しては、トライアル雇用、雇用型訓練、企業内での正規雇用への転換など、青少年の正規雇用化に係る積極的な取り組みを促していく」としている。

職業能力の開発と向上の促進

就職可能性を高める訓練コースの開発・検証を

基本方針は、「公共職業訓練として実施している日本版デュアルシステムの主として青少年を対象とした訓練メニューや、企業内での実習と教育訓練機関での座学を組み合わせる実施する雇用型訓練を引き続き推進する」ことを明記。また、「産業界や地域のニーズを踏まえて産学官による地域コンソーシアムを構築し、就職の可能性をより高めるための職業訓練コースの開発・検証を行い、不安定な就労を繰り返す青少年の安定的な就職の実現にも活用する」としている。

技能検定制度の拡充と活用促進

技能検定制度については、「青少年のモチベーションの向上やキャリアアップに資するよう、青少年を主な対象とした技能検定3級の対象職種の拡大など、積極的にその設定を進めるとともに、学校教育との連携を通じた青少年に対する技能検定の積極的な活用促進を図っていく」。

また、「今後も雇用吸収力の増大が見込まれ、青少年のキャリア形成上の課題がより顕在化している対人サービス分野に重点を置いて、業界内共通の職業能力を評価する技能検定の職種の整備を進める」としている。

身近に受けられるキャリアコンサルティングを

若者のキャリア形成を支援するため、「入職後早期のうちから企業内外を問わず必要な時にキャリアコンサルティングを受けられるよう、キャリア形成

サポートセンターやオンラインを活用し、キャリアコンサルティングをより身近に受けられる環境の整備に取り組む」。

また、「青少年のキャリアプランの作成とこれに基づく職業能力開発の支援を行うため、職業人生の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を企業内に設けるセルフ・キャリアドックの導入、キャリア・プランニングや職業能力証明のツールであるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを推進する」としている。

ニート等の青少年に対する職業生活における自立促進のための支援

地域若者サポートステーションと関係機関の連携強化を

職業生活を円滑に営むうえで困難を抱えるニートと呼ばれる青少年に対しては、その特性に応じた適職の選択の職業生活に関する相談の機会の提供、職業生活における自立を支援するための施設の整備など必要な支援を継続的に提供する。

具体的には、「地域若者サポートステーションにおいて、公共職業安定所、地方公共団体等の関係機関との連携を通じた情報提供や職場体験の充実を図ることにより就職に向けた支援を行うとともに、就職した者に対する職場定着支援を実施する」。

また、「地域若者サポートステーションが有するノウハウや経験の普及、研修体制の整備、好事例の周知、支援を行う専門人材の育成に努める」としている。

(調査部)